

## 原子力損害賠償制度専門部会の設置について

平成10年6月16日

原子力委員会決定

### 1. 目的

原子力損害の賠償に関する法律については、平成元年の法改正以来9年を経過しており、この間の原子力損害賠償関連条約等原子力損害賠償に関する最近の国際動向を含む諸情勢の変化に鑑み、賠償措置額の改定等所要の事項について審議を行い、もってより望ましい原子力損害賠償制度の確立に資するものとする。

### 2. 審議事項

原子力損害賠償制度に関する次の事項について審議する。

- (1)賠償措置額の改定
- (2)法第20条の適用期限の延長
- (3)その他

### 3. 構成員

本専門部会は、学識経験者、関係団体の代表をもって構成する。

### 4. 庶務

本専門部会の庶務は、科学技術庁原子力局政策課において処理する。

## 原子力損害賠償制度専門部会構成員

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 阿久津 孝志 | 日本原燃（株）専務取締役      |
| 下山 俊次  | 日本原子力発電（株）最高顧問    |
| 住田 裕子  | 弁護士               |
| 竹内 榮次  | 動力炉・核燃料開発事業団副理事長  |
| 谷川 久   | 成蹊大学名誉教授          |
| 殿塚 猷一  | 電気事業連合会専務理事       |
| 鳥井 弘之  | 日本経済新聞社論説委員       |
| 能見 善久  | 東京大学法学部教授         |
| 能澤 正雄  | （財）高度情報科学技術研究機構顧問 |
| 廣江 恒夫  | 日本原子力保険プール専務理事    |
| 廣部 和也  | 成蹊大学法学部教授         |
| 村上 健一  | 日本原子力研究所副理事長      |
| 森 一久   | （社）日本原子力産業会議副会長   |
| 山崎 進   | 弁護士               |